

廃棄同意を得ずに多数の行政文書を廃棄した事案等について

1 事案の概要

- (1) 更生保護官署 (※1) 29 庁において、保存期間満了後の行政文書ファイル合計 7,676 件 (※2) について、廃棄同意を得ずに廃棄していた。

(※1) 更生保護官署とは、地方更生保護委員会と保護観察所の総称である。

(※2) 出勤簿等の人事関係文書や、現金出納簿等の会計関係文書など。

- (2) 更生保護官署 6 庁において、保存期間満了前の行政文書ファイル合計 12 件 (※3) について、誤って廃棄していた。

なお、10 件については、他庁で保管中の同内容の文書の複写等により復元済みであり、残り 2 件についても、主要な内容は電子データ等に保存されており、実質的には復元済みである。

(※3) 職員の永年勤続表彰関係文書や、本省に報告済みの統計資料の控えなど。

2 発覚の経緯等

- (1) 定期点検の過程で、1 つの庁において、多数の保存期間満了後の行政文書について廃棄同意を得ずに廃棄していたこと等が判明した。

- (2) これを受け、更生保護官署全庁において、全件突合調査 (※4) を実施したところ、他の庁でも、保存期間満了後の行政文書について廃棄同意を得ずに廃棄していたこと等が判明した。

(※4) 文書管理者自らが、他の文書管理者が管理する行政文書ファイルについて、行政文書ファイル管理簿と全件突合する方法により調査を実施した。

3 発生原因

- (1) 保存期間満了後の行政文書について

レコードスケジュールにおいて保存期間満了後の措置が「廃棄」とされていたものは廃棄して構わないと誤解するなどし、廃棄同意を得ずに廃棄していた。

- (2) 保存期間満了前の行政文書について

保存期間を誤認するなどし、誤って廃棄していた。

4 再発防止策

- 文書管理者等を対象とした特別研修の実施
- 実務に即したマニュアルや過誤事例集の作成
- 廃棄時におけるチェックリストに基づく複数の職員による確認の徹底